

第 628 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 17 年 7 月 8 日 (金) 13 : 30 ~ 14 : 42

2 場 所 総務省第 1 特別会議室 (中央合同庁舎第 2 号館 8 階)

3 議 題

(1) 答申事項

○ 諮問第 301 号の答申「平成 17 年に実施される社会教育調査等の計画について」(案)

(2) 部会報告

(3) その他

4 配布資料

① 諮問第 301 号の答申「平成 17 年に実施される社会教育調査等の計画について」(案)

② 部会の開催状況

③ 指定統計調査の承認等の状況

④ 平成 17 年 5 月指定統計・承認統計・届出統計月報 (第 53 巻・第 5 号)

⑤ 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】

美添会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、
清水委員、新村委員、椿委員

【統計審議会会議内規第 2 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省江端統計調査部長、厚生労働省鳥生統計情報部長、農林水産省小西統計部長、
経済産業省吉岡統計企画室長、国土交通省伴企画調整室長、東京都須々木統計部長
《会長が議事に関係があると認めた者》

文部科学省吉田調査企画課長

【事務局 (総務省統計基準部)】

総務省渡辺統計基準部長、同熊埜御堂統計審査官、同桑原統計審査官

6 議 事

(1) 答申事項

○ 諮問第 301 号の答申「平成 17 年に実施される社会教育調査等の計画について」(案)

総務省統計局統計基準部の桑原統計審査官が、資料 1 の答申 (案) の朗読を行った。

続いて、廣松国民生活・社会統計部会長が、審議経過及び答申 (案) の説明を行った。

廣松部会長) それでは、これまでの国民生活・社会統計部会の審議の経緯と答申
(案) について説明する。

部会審議の結果概要は、資料 2 の 5 ページ以降に、第 108 回及び第 109
回の分をまとめて配布している。ちょっと説明が長くなるかもしれない
が、お許しいただきたい。

まず、部会審議の経緯についてである。

6 月 10 日に諮問された「平成 17 年に実施される社会教育調査等の計
画について」は、2 回部会審議を行い、本答申 (案) を取りまとめた。

諮問理由は、少子高齢化、国際化、情報化等の社会変化に対応した統計体系の整備、統計需要への対応について検討等が必要であるということであった。6月10日の審議会でも、委員各位からいろいろな御意見を頂いた。現時点で、まだその議事録が確定していないので、口頭で、6月10日の部会で頂いた主な意見を紹介すると、大きく5つぐらいあろうかと思う。

まず、1番目として、社会教育と生涯学習の概念定義について、1か月という審議期間ではあるが、十分に検討してほしいという意見であった。

2番目として、社会教育については、企業、自治体、大学等がさまざまな取組を行っており、社会教育法の概念にとらわれないで、その全体の把握に一步でも前進すべきであるという意見であった。

3番目は、現在の調査体系から見て、社会教育と生涯学習について、既存統計をつなぎ合わせても全体の把握ができないのではないか。その現状を明らかにするために、各統計調査における調査事項の統計マップを作ってほしいという意見であった。

また、前回答申にあるように、全体像を把握する統計調査は、どこかで作成する必要があるのではないかという意見もあった。

さらに追加として、この統計については、もっと分布統計の充実が必要であるという意見も頂いた。

これらの意見を踏まえた上で、1回目（第108回）の国民生活・社会統計部会を6月17日に開催した。お手元の資料2の5ページ、6ページがその結果概要である。

まず、この部会では、社会教育調査の計画について、文部科学省生涯学習政策局調査企画課から説明を頂いた後、私が作成した論点メモに沿って審議を行った。委員、専門委員からは、本調査の位置づけ、今後の在り方について、ここにあるようなさまざまな意見が出された。

なお、この1回目（第108回）の部会では、6月10日の審議会での指摘を踏まえ、調査実施部局から、本調査の基本的事項については市区町村別集計を実施するとの改善案が提案され、了承された。このことを含め、部会での意見への対応については答申（案）のところで説明する。

続いて、2回目（第109回）の部会は6月27日に開催した。結果概要については資料2の7ページ、8ページである。

2回目の部会では、前回部会において出された意見への対応について、調査実施部局から報告を受け、整理を行った。2回目の部会の審議のポイントは、行政が行う社会教育・生涯学習の施設、活動状況の全体像の把握のため、同じ教育委員会が対象となっている届出統計を指定統計に統合して実施することが適当と整理したことである。この内容についても、その具体的な説明は答申（案）の中で行いたい。

次に、答申（案）の審議を行い、部会長預かりとされた一部修文を要する箇所を除き、部会として了承された。

以上、第108回及び第109回の国民生活・社会統計部会の審議の経緯である。

それでは、答申（案）について、その内容を説明する。

答申（案）の構成は、前文に引き続き、「記」以下で社会教育調査の沿革、現状、今までの課題と今回調査計画の評価を記述した上で、「1 今回調査計画」と、「2 今後の課題」という構成になっている。

前文は、諮問の文章をそのまま受けている。「記」以下について、まず、戦後、社会教育法ができて、本調査が指定統計に指定されるまでの状況を記述し、次のパラグラフでは、社会教育調査の変遷と調査の基本的役割について記述している。具体的には、社会教育法上は、社会教育を行政ないしは国が、特に成人に対して与える学習機会ととらえ、この社会教育調査に関しては、施設の設置、専門職員の配置及び学習機会の提供の3点に着目して、その基本的役割として社会教育行政に必要な基礎資料を提供するという事になっている。

続いて、2ページ目の第3パラグラフのところで、こうした中で、平成2年に、生涯学習振興法が制定され、生涯学習社会の実現が文部科学省の重点課題になったこと、及び第4パラグラフでは、こうした変化に対応した全体像を把握するための統計整備は十分とはいえないことから、前回答申でその必要性を指摘したことを記述した。

そして、次のパラグラフで、今回調査計画を評価している。すなわち調査対象の捕捉、調査事項について必要な改善が図られたことについてはおおむね適当であると評価できるとしている。しかし、統計体系の見直しを含めた生涯学習・社会教育の全体像をとらえるという統計の在り方についての検討は、必ずしも十分ではないと評価し、今回改善すべきことと今後の検討課題を提言している。

なお、ここで、この「記」以下の記述に関して、部会において出された留意すべき意見をごく簡単にではあるが紹介している。具体的に2ページ目の第4パラグラフであるが、これは2回目（第109回）の結果概要の（2）の1つ目の「○」に記述されているものであり、社会教育関係の専門委員から、本調査について、新しい政策や行政が重点的に取り組むべき政策の内容が変わってきているにもかかわらず、調査の基本的な枠組みを変えてこなかったことが問題であるという指摘があり、その点を書き込むべきであるとの意見が出された。これについては、御覧いただいているとおり、それを反映した形で記述している。

また、調査対象の捕捉方法について、調査実施部局側の案はおおむね妥当との評価をしているが、実査担当者から事業所・企業統計調査の名簿は、調査の準備段階の早い時期に提供してほしいという要望が出された。これに関しては、調査実施部局の方から、そういう形で対応すると

いう回答があり、それを実際に行っていただくことになった。

次に、2ページ目の下半分以降の、「1 今回調査計画」のところである。今回の調査計画については、改善を要する点として、2ページの後半から3ページにかけて3点挙げている。

まず「(1) 調査の構成」として、従来、社会教育調査のうち教育委員会が行う活動等を把握する社会教育行政調査のほかに、首長部局、具体的には都道府県においては知事、市町村においては市町村長部局であるが、その首長部局の行う活動等を把握する生涯学習関連事業等調査があり、これは、これまでは届出統計調査として行われていたが、両者を統合して実施することが適当であるとした。

これは、さきほど説明をしたとおり、平成2年に新しい法律ができ、生涯学習社会の実現という政策目標が掲げられている中で、そうした活動の全体像の把握という課題に対して、今回の調査において、行政の行う活動等について、その全体を明らかにすべきであるという考え方に基づくものである。具体的には、教育委員会が行う活動及び首長部局が行う活動を統一的に明らかにすべきであり、調査事項、集計事項について整合性を図り、調査も指定統計に一本化して行うということである。これにより、首長部局が行う活動に関しても、拠点施設等の実態がある程度明らかになると考えている。この点に関しては、部会でも反対意見を含めさまざまな意見があったので、それを紹介しておく。

1回目(第108回)の部会の結果概要の(2)、資料2の5ページにあるように、現在の調査票の設計では、全体像の把握は難しいという意見があった。また、次のページの政策体系に対応した調査体系とすべきであるという意見、さらに、日本標準産業分類との対応関係の整理が必要であるという意見等が出された。

さらに、2回目(第109回)の部会では、その結果概要は資料の7ページにあるが、(2)の2ページ目のところで、首長部局が行っている生涯学習推進政策のうち啓発目的の活動の把握が漏れているのではないかと。また、特に記述はしていないが、届出統計として行ってきた首長部局の行う主催事業に関する把握を指定統計に組み入れるのは、社会教育調査の拡充と考えられるが、今回は首長部局の施設数把握は補助的なものにとどまらざるを得ないのではないかとという意見もあった。これらについては、今後の課題として触れている。

続いて、「(2) 調査事項」である。今回は3点について改善を求めている。本調査の調査事項について言えば、前回調査まで、教育委員会を対象とする調査が中心であるにもかかわらず、報告者負担の軽減という考え方がかなり強く出ていたために、調査事項の設定がやや硬直的になっていた感じがある。

今回は、文部科学省の中の省内ニーズを集約する形で見直しがなされている。具体的な見直しに関しては、資料1の参考の6、A4横長のもの

ので右肩に四角で6と囲った参考資料に前回と今回の改正とを新旧対照表という形でまとめている。時間の制約もあるので、対照表の個々の項目に関する説明は省略させていただくが、このことに関しては、部会全体として評価できるという結論に達した。ただ、部会審議の時間的制約から、十分には議論できなかつたところもあるので、指摘は3点にとどめた次第である。

今回は、今回調査の調査事項の評価、見直しが再度必要と考えている。その点を踏まえて、部会の調査事項に関する意見を紹介しておく、1回目（第108回）の部会で、施設のコスト削減の取組に対して政策効果が測定できるように、費用の把握が必要ではないか。また、利用料あるいは入館料等、収入の全体に占める割合の把握が必要ではないかといった意見があった。この点に関しては、今回は十分に詰めることができず、次回への宿題ということにしたいと思う。

それから、第109回の部会において、これは各調査票に共通することであるが、国の行政機関以外の機関及び独立行政法人についても把握すべきではないかという意見があった。現状は、それらは行政記録として把握しているということであるが、本調査の結果表には掲載されていない。当然、国の機関及び独立行政法人が行う活動も大変重要なものだと考えられるので、この点に関しても次回への宿題という形で整理をした。

次に、「(3)集計及び結果の公表」については、答申の文章では、「基本事項については市町村別集計を行い、広く国民の利用に供することが必要」としている。今回調査から市町村別集計が閲覧公表という形で作成されることとなり、地方における利活用が拡大するものと期待している。

また、なお書きにおいて調査実施部局の集計事務等の体制に関して、改善方策の検討を指摘している。これに関する部会の意見を紹介すると、総務省統計局の方から「統計で見る市町村の姿」という冊子が毎年公表されており、その中に、公民館、図書館の二系列を採用しているが、これまではこの系列を作成するために、毎年、都道府県に照会していたということである。今後、この調査の結果として市区町村別集計が行われることになると、その効率化が図られ、大変ありがたいという意見があった。今後、この市区町村別集計を費用のデータと組み合わせて分析すると効果が大きいと考えられる。その意味で、先ほど指摘をした費用の把握ということが、今後の大きな課題であると考えられる。

文部科学省の統計事務の体制は必ずしも十分ではないということが、部会の席上、調査実施部局の方からもコメントがあった。それに対する当面の対応策として、例えば集計についてアウトソーシング等による効率化及びそれに伴う公表の早期化等を検討してはどうかという意見も出たことを紹介しておく。

なお、以上の3点の指摘事項については、今回の調査計画の修正案と

してお手元の資料に提示されているので、参照していただければと思う。
続いて、「2 今後の課題」についてである。

答申文の3ページのところであるが、これは、「1 今回調査計画」の「(1) 調査の構成」と、いわば対をなしている。まず第1パラグラフでは、上記1のとおり、前回答申を踏まえた改善を一步進めることを提言したこと、そして、今後、生涯学習社会の実現に向けて、社会教育行政を含めた関係施策の基礎資料の的確な整備を行うことは極めて重要であると位置付けたことを踏まえた上で、文部科学省は、社会教育調査及び生涯学習・社会教育施設等調査並びに同省の関連統計調査について、社会教育・生涯学習の全体像を把握し、行政の課題に的確に対応した基礎資料を整備する観点から、次回調査までに、調査の在り方及び調査体系を見直すことが必要であると指摘をしている。

この記述に関して、幾つかの補足をする、まず改善を一步進めることの評価であるが、部会でもいろいろ議論があった中で、今回の修正は、行政分野について一体的把握を行うということであって、いわば最初の一步を踏み出したということである。この審議会でも指摘があったように、民間等が行っている活動に関しては、まだ必ずしも十分に検討がなされていない。その意味では、見直しはこれからという意味である。

2番目に、文部科学省が見直しの主体であること、そして文部科学省の関連調査が見直しの対象になるということであるが、この点と関連して6月の審議会でも指摘のあった統計マップについて答申文の参考の(2)と書いてある「平成17年社会教育調査等の主な改正点」という参考資料、および別紙3-2以降の標準産業分類との対応も含めて、現在、この社会教育及び生涯学習に関して行われている統計調査及びその調査事項に関する一覧表、いわばマップを作成していただいた。この作業が、恐らく今後見直しを図る時の基礎資料になるものというふうに考えられる。こうした作業を積み重ねながら、次回の調査のあり方を検討することになると思う。答申文ではこの見直しの作業が確実に実行されるよう、次回調査までにという形で一応期限を区切っている。

また、部会で出た関連する意見として、2回目(109回)の部会の最後に記述されているものであるが、今後の課題について、次回調査計画の策定前の早い時期に検討の場を設けて十分検討する必要があるという意見が出されている。

なお、この今後の課題に関連して、社会教育・生涯学習に関する調査の在り方については、平成15年の「統計行政の新たな展開方向」の中の生涯学習活動や個人の能力取得活動に関する統計において、「関係府省は、平成15年度以降、民間事業者・団体等における生涯学習活動への取組及び参加の状況、及び職業訓練の実施及び受講の状況等についての実態把握の方策を検討する」とされている。つまり、この新展開において、各府省が取り組むこととされているように、生涯学習活動の全体像の把

握といったときに、当然、文部科学省の調査だけではカバーできるものではないと思われ、その意味で各府省の積極的な取組が求められる。

とはいえ、法律上も、やはり本調査を所管する文部科学省が、その中心にならざるを得ないことは明らかであり、この点に関しては、文部科学省の今後の一層主体的な取組をお願いしたいと思う。一方で、文部科学省の調査実施体制は必ずしも十分でないことが繰り返し説明されたところであり、それを受けると、今後、具体的に社会教育・生涯学習に関する調査の在り方を文部科学省だけで検討することには限界があり、適切な検討組織を立ち上げていくという観点が必要ではないかという御意見もあったところである。

続いて、「見直し後の調査において、調査結果の様々な集計、分析、利用等が可能となるよう、調査の範囲及び調査の単位、経理事項の把握等調査の企画・設計についても十分検討する必要がある」と指摘している。このことは、検討委員会などの場を設けて、検討していただくべき事項であると思っている。

答申文の説明としては以上であるが、最後に、部会長として一言申し述べさせていただきたいと思う。

まず、実質2週間程度の極めて短期間に中身の濃い議論をしていただいた。これに関しては、答申（案）を取りまとめるにあたってご協力いただいた関係各位に感謝する次第である。今回の調査計画のうち、前回答申の今後の課題である統計体系の見直しを含めた社会教育・生涯学習活動の全体像をとらえる統計の在り方の検討については、答申に記述したとおり、改善を一步進めるという性格のもので、必ずしも十分には対応できていない。しかしながら、少子高齢化、国際化、情報化など、どれも、本調査にとってこれらの変化に的確に対応していくことが強く求められている最も重要な課題と考えている。部会でも、例えば、金融庁や日銀では、今年を金融教育元年と位置づけ、金融教育ということを大変重視しているという指摘もあった。このような新しい動きに関しても、その把握の充実に向けて今後一層の改善をお願いしたいと思う。

本調査は次回、平成20年に行われる予定である。3年先というのは時間的にはすぐ来るものであり、今回の調査の公表が18年度年央に終わるとすると、18年度から19年度にかけて次回調査の計画を立てていただき、19年度夏に予算要求、19年度末には統計審議会の諮問答申を得る必要がある。具体的な調査準備は、平成20年度の当初からというふうな段取りになると思う。

部会でも意見があったが、省内に検討委員会を設ける等、文部科学省におかれては、今後の社会教育調査等、社会教育・生涯学習に関する調査の在り方について、早い段階から十分に検討をお願いしたいと思う。

なお、文部科学省の体制について申し上げますと、体制面でも予算面でも、そして人の面でも、十分でないということである。しかし、このよ

うな重要な統計整備のため、人、予算、そして体制整備が政府として必要であり、何とか工夫しないと必要な統計の整備が進展しないと痛感した。政府の統計職員の配置換え等が実行されると、少しは改善されるのではないかという感想を持った次第である。この点、少々蛇足であるが、一言付言しておく。

しかし同時に、文部科学省においては、統計職員の養成が必要であるということも痛感した。もっとも人手不足、技術不足は、専門機関にアウトソーシングすることによってある程度補うことも可能であるというふうにも考えられる。そういう外部資源の活用を積極的に行えば、今後、この調査の効率化も達成することができると期待をしている。

いささか長くなり、かつお聞き苦しい点があり失礼した。

以上、部会審議及び答申（案）の説明である。

[質 疑]

美添会長) 大変詳細な報告を頂いた。

この件につき、意見、質問等をお願いする。

廣松委員は、3年前のこの調査の検討においても部会長を務められており、私もその部会に参加した。その時点で、廣松部会長は、丁寧に検討され、幾つかの課題を整理された。それについては、今回の表章計画等に反映されているところは評価されている。ただ、前回からの課題のうち、全体的な統計を把握するという点については、今回も今後の課題と書かれている。この点に関してはよろしいか。

新村委員) 私も部会に属しており、答申自体へのコメントではないが、政府全体に言えることとして、政策部局と統計部局との関連というものが、かなり希薄であるということの特に関の審議を通じて感じた。現在、政策評価という制度が導入され、実績評価などでもかなり数値目標を立てて、その達成度を見ようという大きな動きがある中で、実際に政策評価書を読むと、数値としてなかなか適切な統計がないという事態が起きている。今回も文部科学省の政策評価書を見ると、社会教育調査が生涯教育という大きな政策課題の中のほんの一部に参考指標として上がっているだけである。その他の項目については、ほとんど数値的、統計的な指標というものが用いられていないという現実がある。話を聞くと、統計部局は人材が足りないというような話も部会では出た。結局は、統計というものも継続性という必要性はあるのだが、やはりその時々々の政策要請がきちんと評価できるような体系というものを念頭に置いて、随時変わっていかなくてはいけないという感を非常に強くした。これは決して文部科学省だけの問題ではなくて、各省において、政策部局と統計部局とのコミュニケーションが必ずしも十分ではないのではないのか。その辺をもうちょっと緊密にしないと、政策評価も実効は上げられないのではないかという感想を持った。

飯島委員) 先ほど、廣松部会長の方から非常に分かりやすく過去の経緯を含めて御説明を頂いたので、事の経緯はよく理解ができた。

別紙3-1にある、社会教育と生涯学習というこの図が非常に分かりやすい。これは、恐らく全体像を把握していく場合の一つの大きな土台になるのであろうと思う。特に産業界、経済界から見ると、最近の学校教育自体に対する問題提起とあわせて、それを補完する意味で、この社会教育と職業教育、企業内教育、学習支援活動等の充実が非常に重要視されてきており、これ以外に企業とか社会福祉施設以外にも団体等がいろいろな教育施設を持ちながら教育支援をしているということがあるので、先ほど廣松部会長が言われたとおり、ぜひ次回の調査に当たっては、今指摘していただいたことがすべて実施できて、社会教育の全体像の中の行政面の問題点とか、重視すべき課題であるとかという方向にビビッドに反映できるように統計内容に是非構築していただきたいというふうに思う。

そういうことを考えると、今いろいろ実施体制の話があったが、言い訳はやはり許されないので、やるべきことはきちんとやっていただくということが、やはりこの国の行政の役割だと私は思う。そのためには事務局等において知恵を出していただき、その役割、期待に応えていただく方向で是非進めていただきたいという要望をしておきたいと思う。

篠塚委員) 私も部会に参加させていただいたので、先ほどの廣松部会長の丁寧な報告でほとんど言い尽くされていると思う。

それでももう一言申し上げたいのは、本当にぎりぎりの日程の中で、よくここまで書き込んでいただけたと思って、それは感心すると同時に感謝しているのだが、一番私が思うのは、生涯学習というのが平成2年に出てきて、生涯学習の法律の方が上位にかかってきて、その中に社会教育もワンオブゼムという形になったという、その転換みたいなものがこの統計の中できちんと位置づけられているかどうかというのが、一つどうしてもひっかかるところである。そもそもこの社会教育については、50年にわたって社会教育法の下できちんとやってきた。その担当の部局としても必死にやってきた。ところが、つい最近になって、少子高齢化の中で教育の考え方も随分変わってきたし、学校教育ではない、全生涯にわたっての新しい生涯教育というようなものが必要になってきた。そういう新しい動きの中で、この統計の在り方を見直すということは、2回しか審議できないという時間的制約の中ではとても検討できなかったわけであり、皆さんとしても、それはもう十分分かった上でぎりぎりこの程度のことしか書き込めなかった。やはり生涯学習教育の話になってくると、文部科学省だけではとても手に負えないので、全体的な体系の見直しということを他府省とこれからかなり詰めてやらないと3年ぐらいはすぐに経ってしまうので、大変なことだなというふうに思う。

美添会長) 部会に出席した委員から頂いたコメントを念頭において取りまとめた。今回の答申については、従来からの検討課題の多くに答えており、ある程度の評価ができる原案であった。一方で、飯島委員、篠塚委員から明確に指摘されたように資料2、別紙3-1にあるような生涯学習体系全体をと

らえるための一覧性のある統計をつくるという問題、狭い意味での社会教育調査だけではなくて、さまざまな統計資料を収集加工して、一覧性のある統計を作成し、政策評価に利用させるという視点が文部科学省単独ではやや難しいのが現状だと私は理解した。

とはいえ、統計行政全体に関して、要望、提言をするのは、統計審議会が適当な場であると思う。その意味でこの答申（案）はバランスのとれたものと思われる。廣松部会長から願いがあったように、人、予算の面で苦勞されている点は分かるが、今後、他省庁の協力を得る、あるいは関連分野の経験者の協力を得るという道は十分あると思われるので、是非次回までに検討をお願いしたい。

今回、諮問から答申まで1か月という極めて短い間に、ここまで取りまとめた調査実施部局、廣松部会長を始めとする、部会の委員の皆様、それから当然ながら統計基準部に感謝したい。

この件について、修文という意見はなかったもので、本案をもって当審議会の答申として採択したいが、いかがか。

（異議なしとの声あり）

美添会長）それでは、本案をもって、総務大臣に対して答申する。

ただいまの答申に関して、文部科学省生涯学習政策局の吉田調査企画課長からあいさつを頂く。

吉田課長）1か月という極めて短い期間にもかかわらず、精力的に御審議していただき、答申をまとめていただいたことに対して、部会長の廣松先生始め、委員の皆様方に心からお礼を申し上げたい。

今後、審議会で議論していただいたことを踏まえて、しっかりと調査を実施してまいりたい。また、答申において、今後の課題として指摘していただいている調査の在り方及び調査体系の見直しについても、今回調査の公表後になろうかと思うが、省内検討委員会を設けるなどして、早い段階から検討してまいりたい。また、アウトソーシングなど外部資源の活用についても積極的に検討してまいりたい。引き続き、御指導をお願いしたいと思う。

(2) 部会報告

1) 農林水産統計部会

平成17年6月17日及び平成17年7月4日に開催された第97回及び第98回農林水産統計部会（議題：「製材統計調査等の改正について」）の開催結果について、須田部会長から報告が行われた。

[質 疑]

舟岡委員）部会委員なので、この統計調査については部会ですでに意見を述べているので、別の視点から一言述べたい。

木材統計調査は需要側から他産業である林業の生産活動をとらえる仕組みになっていて、他とは異なるタイプの統計である。これは林家を対象として調査するよりもはるかに効率的で、そして精度の高い統計情報が得られることが背景にある。林業活動を適切にとらえたいのが農林水産省の主たる行政目的であろうが、農林水産省が所管する分野については少なくとも行政目的と離れた観点に立って、所管する分野についての統計データのユーザーがいるのだということを意識して、統計を整備することを心掛けていただけたらと思う。

美添会長) この件については、もう1回部会が開催されるということなので、そこで引き続き検討をお願いします。私の伺ったところによると、月次調査は、経済産業省において生産動態の一部として使われている。先ほどの報告にあったが、ウェイトも百以上で、重要な利用はある。

調査票の生産と出荷について、経済産業省では両方をとらえ、その差として在庫がある。これまでの調査票を見ると入荷、在荷、出荷となっていて、農水産では独自の表現を用いている。今回の調査票では在庫という表現で生産動態の方に合わせている。細かいことだが、統計の利用者が素直に読める形になると思うので、この点も部会でほかの統計と横並びで比較していただきたい。

もう1点、調査方法のところ、須田部会長から調査員による他計方式を原則とする計画になっているという報告があった。農林水産省は従来から他計方式で調査員が正確な記入をするという方針が多かったかと思うが、今後の統計調査に関しては、調査員数の確保が難しい。ほかの調査では、規模の大きい事業所は自計方式となっていると思う。農林水産省も、できれば原則は自計方式にすべきではないか。協力が得られないところは当然あるが、これは従来から調査員あるいは本省で対応しているので、調査の設計段階では規模の小さいところは他計方式に、大きなところは原則自計方式にして、実質は協力する。これはどこの省でも、丁寧に調査するときにはやっていることだと思う。調査実施者側の負担も軽減するような方向で、検討してほしい。

ほかに意見があれば、次回の部会もあるので、須田部会長あてに申し出ていただきたい。

2) 国民生活・社会統計部会

平成17年6月17日及び平成17年6月27日に開催された第108回及び第109回国民生活・社会統計部会（議題：「平成17年に実施される社会教育調査等の計画について」）の開催結果については、答申（案）の審議の際に審議経過と併せて報告された。

(3) その他

○ 指定統計調査の承認の報告

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官から、平成17年6月における

「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「船舶船員統計調査」の統計法第7条第2項による承認について、資料3による報告が行われた。

[質 疑]

美添会長) 既に報告いただいたことの確認という位置づけであるが、何か質問等があればお願いしたい。

篠塚委員) この案件そのものはこれで納得して何も問題はないのだが、こういう行政資料としての活用がないというような判断をする場合は、どの程度の活用がないということの、何か数字的な目安みたいものがあるのかどうかお聞きしたいのが1点と、そのほかのさまざまな届出とか承認とか、多くの統計があるわけだが、それらについては逐一何か定期的に、これは行政資料の活用がない、これは少し問題があるとかいうようなことを、どのような頻度でチェックしているのかということをお聞きしたい。

美添会長) これは、担当審査官だけでは答えが難しいかもしれないが、分かる範囲でお願いしたい。

熊埜御堂統計審査官) この調査については、行政資料としての活用がないというのは調べていったら明らかになったということだと思うので、ある統計調査自体が行政資料としての活用がないということを定期的に審査としてやっているかという質問であるとすれば、それは、そういうことはやっていないというふうにお答えせざるを得ない。

ただ、行政資料としての活用があるかないかということに関しては、各調査実施部局において、当然、どういうふうに使っているかということとは日々確認していることだと思うし、それは指定統計調査、承認統計調査、おのおの申請の仕方は異なるが、どういったことをやっているかということとは審査部局としては把握をしている。ただ、たまたまこの調査は調べてみると活用がなかったということを書かせていただいているというのが実情である。

美添会長) 部会等で審議にかかるような統計については、統計基準部でも把握できるし、実施者としても見直し、要求等、需要については常に確認をされていると思うが、統計が使われなくなったかどうかは、作成者だけでは十分に把握できないような気もする。

渡辺統計基準部長) 今の点を少し補足的に説明すると、今の統計法、統計報告調整法の仕組みの中で政府全体として行政資料としての活用状況を把握しているのはこの統計局ということになる。それはどういう形かということ、指定統計であれば7条2項の変更承認とか、それからあと統計報告調整法であれば承認のとき、要は1回承認したらそれで終わりというのではなくて、1年とか2年とか定期的に承認を繰り返す形にしているので、その際、統計の必要性を検証するため実際どのように使っているのかというところはチェックしている。ただ、篠塚委員が考えておられるような、ある時期一斉に活用状況を全部調べるとか、そういう形にはなっていない。

美添会長) 承認統計であれば、期限を切って承認されているので、必ず見直される。
指定統計は更に重要なものなので、各実施部局で需要を把握しているという理解でよろしいかと思う。
ほかに質問がないようなので、この件については了承されたものとする。

－ 以上 －